

●公共施設の貸館について

①公共施設の貸館の夜間使用（午後6時以降※）の新規申請・申込は、1月12日より3月7日（日）まで受付を停止する。

（夜間使用（午後6時以降※）については、3月8日以降の使用であっても、新規申請・申込自体を受け付けない。）

市外の方については、3月7日（日）まですべての時間帯の新規申請・申込を停止する。

※市民体育館などの体育施設は、すべての時間帯の新規申請・申込を停止します。

②すでに予約済の夜間使用（午後6時以降）については、午後8時までの使用とする。（使用団体等にお願ひする。）

その場合も、感染防止対策の徹底、使用人数の制限を厳守することを条件とする。（市民体育館などの体育施設は、午後5時以降の夜間使用は停止している。）

③学校開放は、終日（平日の昼間も含め）、全面的に停止する。

（3月7日まで）

（詳細は教育委員会に確認してください。）

※各施設のホームページで周知してください。

新型コロナまとめページでリンクします。